

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和7年1月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番	田中 幸子		2 番	宮田 孝	
3 番	小川 豊		4 番	齋藤 ゆみ	
5 番	安田 勝明		6 番	斉木 一吉	欠席
7 番	宮島 直也		8 番	宮地 勝則	
9 番	河村 修		10 番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

3 番	小川 豊	7 番	宮島 直也
-----	------	-----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第1号議案から第4号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

 議案書1ページをご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書の2ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

 譲受人は申請地の隣地に居住しております。譲渡人は高齢のため営農が困難で、申請地を耕作できる人を探しておりました。申請地の一部は、以前から譲受人の母が耕作、管理をしていたため、申請地について相談したところ、譲受人が母と協力して耕作、管理することで話がまとまったため本申請となりました。

 本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を所得します。令和4年度までは、2000㎡以上農地を所有していなければ、新しい農地の取得ができなかったんですが、令和5年度から2000㎡以上農地を所有していなくても、農地を取得することができるようになっております。ですが、申請地を耕作できるか等の基準については、やはり審査しなければいけないため、1月15日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、親の手伝いで農業を行っており、申請地ではにんにくや玉ねぎ等を育てること、コンボや草刈り機を所有していること、また、草刈を定期的に行うことで周辺に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

 続いて議案書の3ページをご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてです。

議案書の４ページをご覧ください。番号１番。

相続人が相続した農地について、相続税の納税猶予の適用を受けるため、本証明願の申し出がありました。申請地は稲や野菜の耕作を行っており、適正に耕作、又は管理がされておりました。

続いて議案書の５ページをご覧ください。第３号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の６ページを御覧ください。今月の案件は４件で、全て機構を通じての利用権設定となります。整理番号１番は犬山地区と城東地区の案件、２番から４番が城東地区の案件となります。

続いて、議案書８ページをご覧ください。第４号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画の素案提出についてです。

議案書の９ページをご覧ください。本案件には、これまで利用権を設定していた農地について、担い手を交代することにより農地の集積・集約化をはかり、耕作地をまとめることで農業を行いやすくする目的があります。全ての案件について、耕作者はその地区の担い手さんです。また、申請地は耕作者が現在耕作している農地に近く、耕作しやすい場所に位置しているため、農地の集約化につながります。

整理番号２０番が犬山地区、１番から１９番、２１番から２９番が城東地区の案件となります。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第１号議案から第４号議案までの説明がありました。

これにつきまして質問とかご意見はございませんでしょうか

か。

宮田委員 2 番の宮田です。2 号議案についてですが、申請地がたくさんあり、相続人はまだ働いていると思いますが、申請地の農作業ができるという確認はとれているでしょうか。

事務局 宮田委員の質問にお答えします。

申請地の数筆は現在利用権がついておりまして、担い手さんに貸して管理している状態になっています。その他の農地については相続人が現在耕作しておりまして、今後も耕作していくことを相続人に直接確認しております。以上です。

議長 他に皆さんご質問ご意見、よろしいでしょうか。

それでは、他にご質問ご意見もないようですので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

15 分ぐらいということで、14 時 30 分まで地区審議をお願いします。

午前 14 時 15 分 地区審議

午前 14 時 30 分 開議

議長 それでは、総会を再開します。

第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1 番について、城東地区お願いします。

齊藤委員 4 番の齊藤です。

1 番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 1 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて、第2号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いします。

宮田委員

2番の宮田です。

1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

同じく1番について、城東地区お願いします。

安田委員

5番の安田です。

1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第1号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第3号議案に入りますが、本議案には齊藤委員が役員を務める法人が申請者となっている案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により齊藤委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【齊藤委員 退席】

議長

第3号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律

附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1 番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2 番の宮田です

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 1 番から 4 番について、城東地区お願いします。

安田委員 5 番の安田です。

1 番から 4 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第3号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

齊藤委員は席へお戻りください。

【齊藤委員 着席】

議長 続いて第4号議案に入りますが、本議案には安田委員が申請者となっている案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により安田委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【安田委員 退席】

議長 第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条

第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の素案提出について意見の決定を求めます。

整理番号20番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です

20番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 整理番号1番から19番、21番から29番について、城東地区お願いします。

齊藤委員 4番の齊藤です。

1番から19番、21番から29番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第4号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

安田委員は席へお戻りください。

【安田委員 着席】

議長 続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 議案書の15ページをご覧ください。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は1件です。

議案書の17ページをご覧ください。報告第2号、農地法第

5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は 5 件です。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。